

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業
公募要領

第1 趣旨

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業（以下「本事業」という。）に係る公募については、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容等

本事業の事業内容、補助率、応募要件、採択要件等については、次のとおりとする。

- 1 分みつ糖工場生産性向上整備事業
別記1のとおりとする。
- 2 国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業
別記2のとおりとする。
- 3 かんしょ重要病害虫対策整備事業
別記3のとおりとする。

第3 事業実施期間

令和5年度

第4 申請書類の提出

応募主体は、第2の1から3までに掲げる事業ごとに1の表に掲げる申請書類（以下「申請書類」という。）を提出するものとする。

1 申請書類

申 請 書 類	郵送による 場合の提出部数
応募申請書（様式1）	2部
事業実施体制（様式2）	1部
申請書類チェックシート（様式3）	1部
確認項目チェックシート（様式4）	1部
第2の1から3までに掲げる事業ごとの事業実施計画書 分みつ糖工場生産性向上整備事業（様式5-1） 国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業（様式5-2） かんしょ重要病害虫対策整備事業（様式5-3）	1部

事業実施計画書等添付資料	1部
定款、規約等	1部
直近2期の貸借対照表の写し・損益計算書の写し	1部

2 提出期間

令和5年12月20日（水曜日）～令和6年1月26日（金曜日）午後5時（必着）

3 問合せ先・提出先

応募書類は、原則郵便により別紙の提出先に提出するものとするが、電子メールによる提出を希望する場合は、提出先のTEL等に連絡の上、送付先アドレスを確認し、当該アドレスに提出するものとする。なお、FAXによる提出は受け付けない。また、資料に不備がある場合は、審査の対象とならない場合がある。

問合せについては、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、電子メールによる問合せは、不可とする。

4 申請書類の提出に当たっての留意事項

ア 事業実施計画書等は、公開している様式のファイルを活用して作成すること。

イ 申請書類を郵送で提出する場合は、申請書類を1つの封筒に入れ、分みつ糖工場の場合は「分みつ糖工場生産性向上整備事業の申請書（応募者名）」、国内産いもでん粉工場の場合は「国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業の申請書（応募者名）」、かんしょ重要病害虫対策整備事業の場合は「かんしょ重要病害虫対策整備事業の申請書（応募者名）」と表に朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法により提出先窓口に出すこととする。また、余裕を持って投かんするなどにより、提出期間内に必着するようにすること。

ウ 申請書類を電子メールで提出する場合は、申請書類を添付し、件名をイの朱書きに基づくものとし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載すること。

また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募者名を「応募者名・その〇」（〇は連番）とすること。

エ 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とする。

また、申請書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、この要領を熟読の上、不備等のないように作成すること。

オ 申請書類の差替えは、原則として不可とする。

カ 審査に当たり、農林水産省から応募者に申請内容の確認を行う場合がある。

第5 申請書類等の審査

1 審査の方法

審査は、以下の手続により実施するものとする。

- (1) 提出された申請書類は、農林水産省地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）の事業担当課において応募の要件（応募主体の要件、採択要件、補助対象経費等をいい、以下「応募要件」という。）に該当すること及び事業実施計画書等の内容を確認するものとする。

応募要件を満たしていないものについては、審査の対象から除外するものとする。

- (2) (1)による確認終了後、外部の有識者等により構成される選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別紙に掲げる審査基準、2に定める審査の観点等に基づき、応募主体から提出された申請書類の審査を行い、予算の範囲内で、補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定する。審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とする。

なお、審査の経過は応募主体に通知しないものとし、問合せにも応じないものとする。

- (3) 国は、応募のあった事業実施計画について、当該事業実施地区が所在する道県に情報を提供するものとし、情報提供を受けた道県は、事業実施計画の内容等について、意見を提出することができるものとする。

2 審査の観点

事業実施計画書等の妥当性、申請経費の妥当性、応募主体の適格性及び事業の効果の観点から審査を行うものとする。

なお、過去3か年に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定の取消しがあつた応募主体については、この旨を審査に反映する。

3 審査結果の通知等

審査委員会による審査の結果（採択又は不採択）については、審査終了後速やかに、申請を受けた地方農政局等の長から応募主体に対して通知するものとする。

(1) 審査期間

令和6年2月上旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

(2) 採択・不採択の連絡

令和6年2月下旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

4 重複申請の制限

応募者が、同一の内容で、既に自力で事業を実施している場合又は既に国から他の補助金の交付を受けている場合若しくは採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すこととする。

なお、国からの他の補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えないが、当該補助金等についての採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外し、又は採択の決定を取り消す場合がある。

第6 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、地方農政局等の長の指示に従い速やかに、予算成立後制定される実施要領及び交付等要綱（以下「要綱等」という。）に基づき、補助金の交付を受

けるために提出することとなっている事業実施計画書、交付申請書等（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。地方農政局等の事業担当課において申請書等を審査した後、問題がなければ、地方農政局等の長は、交付決定通知の発出及び事業実施計画書等の承認を行うものとする。

なお、申請書等の内容については、第5の申請書類等の審査の結果を踏まえて修正を依頼する場合がある。

第7 不正行為等に対する措置

地方農政局等の長は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導できるものとする。

第8 採択後の事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならないものとする。

1 事業の推進

事業実施主体は、要綱等を遵守し、本事業の実施上のマネジメント、本事業の成果の公表等、本事業の推進全般に関する責任を持たなければならないものとする。

特に、申請書等の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、全て事業実施主体の下で一括して行うものとする。

2 補助金の経理管理

交付を受けた補助金については、次の点に留意の上、経理管理を行うものとする。

- (1) 本補助金は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）が適用されるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果が上げられるように経費の効率的使用に努めるものとする。また、過剰と見られるような推進活動及び施設、機械の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。
- (3) 補助金の交付を受けた事業実施主体は、補助金に係る経理管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得及び管理等）を当該事業実施主体の会計部局等において実施するものとする。

なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部局等に補助金の経理管理を実施させることができない場合は、国内に居住する経理能力を有すると認められた者（学生を除く。）に経理管理を行わせ、定期的に公認会計士又は税理士に経理状況の確認を受けるなど、適正な執行に努めるものとする。

3 フォローアップ

事業実施期間中、地方農政局等の事業担当課によるフォローアップを実施し、事業目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、本事業の実施上必要な指導・助言等を行うとともに、本事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行うものとする。

事業実施主体は、要綱等に基づき、年度途中における本事業の遂行状況について報告するものとする。

4 作業安全の確保

事業実施主体は作業安全の確保に努め、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシート（以下「チェックシート」という。）を用いて事業実施期間中に作業安全に係る状況を確認し、地方農政局等に対してチェックシートを提出するものとする。

5 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産の所有権は、事業実施主体に帰属するものとする。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があるものとする。

- (1) 本事業により取得又は効用の増加した財産については、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図らなければならないものとする。
- (2) 本事業により取得又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産について、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければならないものとする。

なお、農林水産大臣が承認した当該財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納入させることがあるものとする。

6 取得財産の貸付

事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として、本事業（かんしょ重要病害虫対策整備事業を除く。）により事業設備等の財産を取得する場合については、次によるものとする。

- (1) 貸付けの方法、貸付対象となる者（以下「利用者」という。）等の決定又は変更については、地方農政局等と協議するものとする。
- (2) 利用者については、原則として、分みつ糖製造事業者及び国内産いもでん粉製造事業者に限るものとする。
- (3) 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- (4) 賃借契約は、契約書等によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

7 周辺環境への配慮

本事業の施設整備等に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

8 事業実施結果の評価

本事業終了後、自ら事業実施結果の検証・評価を行い、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。また、地方農政局長等が報告のあった評価結果から、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断した場合は、改善

計画を作成し、翌年度、再度評価を実施し、報告するものとする。

(別紙)

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業の
問合せ・申請書類提出先一覧

都道府県	問合せ先	提出先
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課 TEL 011-330-8807	〒064-8518 札幌市中央区南2条西6丁目2-22 北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課
宮崎県・ 鹿児島県	九州農政局生産部園芸特産課 TEL 096-300-6250	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 九州農政局生産部園芸特産課
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課 TEL 098-866-1653	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

(別記1)

分みつ糖工場生産性向上整備事業

第1 事業の内容

1 事業の内容 本事業は、国内の分みつ糖工場の労働生産性向上に向け、国内産糖の製造に係る施設・設備等について以下の整備に必要な経費を助成する。

- ① 省力化・効率化に向けた機能高度化を目的とした設備及び季節工宿舎等施設の整備（既存施設・設備の改良を含む。）
- ② 省力化・効率化に向けた作業工程の再構築を目的とした施設・設備の整備

2 補助率

本事業の補助率は6/10以内とする。

第2 応募要件

1 本事業に応募できる者は次に掲げる者とする。

- (1) 分みつ糖製造事業者
- (2) 生産者の組織する団体
- (3) 市町村

2 1の(1)及び(2)の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。

3 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

4 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

5 事業実施地区が、指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。）の区域内にあること。

第3 採択要件等

1 成果目標

- ① 第1の①に掲げる整備事業については、成果目標は、分みつ糖工場の労働生産性の2%以上の向上とする。
- ② 第1の②に掲げる整備事業については、次のアからウまでのいずれかの取組から設定すること。
 - ア 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
 - イ 販売額又は所得額の10%以上の増加
 - ウ 労働生産性の10%以上の向上

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度（複数年度の事業にあつては事業最終年度とする）の翌々年度とする。

3 事業実施計画の採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、1の成果目標に沿っていること。
- (2) 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
- (3) 整備を予定している設備が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (4) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (5) 事業実施主体の構成員が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下、「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (6) 第1の②の取組については、全体事業計画に次の項目がすべて記載されていること。
 - ① 複数年度の事業の全体計画
 - ② 年度別計画に関する項目（個々の建物、設備等ごとに整理。個々の建物や設備等毎の事業費等を記載。）
- (7) 第1の②の取組については、地域の課題を踏まえ、製糖業者、都道府県及び市町村等地元関係者が十分調整等を行った地域一体の計画であって、地方公共団体が一定程度費用負担を行うことが確実であること。

第4 助成等

1 補助対象経費は、以下のとおりとする。

- (1) 第1の①の取組国内の分みつ糖の製造に係る機器及び設備のうち、省力化・効率化に資する既存施設の改良及び季節工用宿舍等の導入に要する経費とする。

なお、分みつ糖製造に係る機器及び設備とは、受入、洗浄、製造、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、制御、配管、給水、ボイラー、換気・空調、分析等に係る設備、その他国内産糖製造に必要な設備並びにそれらを覆うために必要な建築物及び制御室（機械設備を集中的に管理運営するために必要な建築物）のことをいう。

- (2) 第1の②の取組

次に掲げるものとし、その取扱いは、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食農2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。

- ① 分みつ糖製造に必要な機器・設備の製造及びそれらの設置並びにそれらを覆うために必要な建築物及び制御室（機械設備を集中的に管理運営するために必要な建築物）にかかる工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）
- ② 実施設計費
- ③ 工事雑費

2 補助の対象となる施設設備等は、次に掲げる基準をみたすものとする。

- (1) 補助の対象となる施設等は原則として、新品又は新築によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築又は併設、合体施工又は直営施工、古品又は古材の利用等を推進するものとする。なお、原則としてこの場合の古品及び古材については、新資材との一体的な施工及び利用管理を行ううえでの不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成18年9月8日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。
 - (2) 施設の整備に対する助成は、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、助成の対象外とするものとする。
 - (3) 成果目標の達成に必要な改修（能力の増強、耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）経費については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。
 - (ア) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し改修等の方が経済的に優れていること。
 - (イ) 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上かつ内部施設の法定耐用年数以上であること。
 - (ウ) 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。
 - (4) 施設規模及び能力の決定に当たっては、需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。
- 3 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、その目的に合致するものでなければならないものとする。
- また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 4 次に掲げる経費は交付の対象外とする。
- (1) 事業実施主体の自己資金又は他の助成により実施中の取組又は既に終了している取組に要する経費
 - (2) 施設用地の整地や改良などの整備
 - (3) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費
 - (4) 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの
 - (5) 国内産糖の製造以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）
 - (6) 対象施設等以外の資産形成（直接的なものに限る。）（例：農地等不動産の取得に対する助成）
 - (7) 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

第5 事業の実施手続等

1 事業実施計画書の作成

本事業における事業実施計画書の作成は、様式5-1により行うものとする。

2 費用対効果分析の算定

本事業における費用対効果については、別記1-1「分みつ糖工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施手法」又は「産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）」の共通7「費用対効果分析について」により算出し、事業実施計画書と併せて地方農政局等の長に提出するものとする。

(別記2)

国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業

第1 事業の内容

1 事業の内容

本事業は、国内産いもでん粉工場の労働生産性向上、効率的な輸送体系の確立、衛生管理の高度化、輸出の拡大等を促進するため、施設の新設や既存施設の改修等に必要経費を助成する。

2 補助率

本事業の補助率は1/2以内とする。

第2 応募要件

本事業に応募できる者は国内産いもでん粉製造事業者及び国内産いもでん粉製造事業者を構成員に含む団体又は、国内産いもでん粉製造事業者への貸付けを目的として事業を実施する農業協同組合連合会、農業協同組合及び民間企業であって、かつ、次に掲げる基準を満たすものとする。

- 1 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること。
- 2 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

第3 採択要件等

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

- (1) 国内産いもでん粉工場の労働生産性の2%以上向上
- (2) 国内産いもでん粉の荷役作業時間を10%以上削減
- (3) 国内産いもでん粉工場のHACCP等認定（民間認証を含む。）の取得又はHACCPに沿った衛生管理の実施
- (4) 国内産いもでん粉工場におけるでん粉製造量に占める輸出量を2%以上増加

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業実施計画の採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、1の成果目標に沿っていること。
- (2) 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
- (3) 整備を予定している設備が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (4) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (5) 事業実施主体の構成員が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下、「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定が見込まれる場合は、採択に当たって

適切な配慮をするものとする。

第4 助成

補助対象施設の基準等は、次のとおりとする。

1 補助対象経費

(1) 補助対象経費は、以下の国内産いもでん粉の製造等に係る設備のうち、労働生産性の向上、効率的な輸送体系の確立、衛生管理の高度化及び輸出の拡大等に向けた施設の新設や既存施設の改修等のために必要な経費とする。

ア 製造施設

受入、洗浄、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力制御、給水、ボイラー、換気・空調・集塵等に係る設備及び機器

イ 排水処理等施設

沈砂池、嫌気池、曝気池、貯留池等の設備及び機器

ウ 上屋等

製造施設等を覆うために必要な建築物

(2) 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。また、補助対象事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）」及び「過大精算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）」によるものとする。

(3) (1)の施設等は、原則として新品又は新築によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築又は併設、合体施工又は直営施工、古品又は古材の利用等を推進するものとする。

なお、この場合の古品及び古材については、新資材との一体的な施工及び利用管理を行う上での不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

(4) 既存設備等の代替としての同種・同能力のものの再導入（いわゆる更新）ではないこと。

2 次に掲げる経費は、本事業の対象としない。

(1) 応募者が、自己資金又は他の助成により実施中又は実施予定となっている取組に要する経費。

(2) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費。

(3) 本対策の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費。

(4) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

第5 事業の実施手続等

1 事業実施計画書の作成

本事業における事業実施計画書の作成は、様式5-2により行うものとする。

2 費用対効果分析の算定

本事業における費用対効果については、別記2-1「国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画書と併せて地方農政局等の長に提出するものとする。

3 上記に定めるほか、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について（令和4年4月1日付け3新食第2087号、3農産第2896号、3畜産第1989号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知）」の別紙1「費用対効果分析指針（産地基幹施設等支援）」を準用して定量的に費用対効果分析を行い、本事業により整備する設備等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるよう留意するものとする。

(別記3)

かんしょ重要病害虫対策整備事業

第1 事業の内容

1 事業の内容

本事業は、サツマイモ基腐病等の重要病害虫対策のため、健全な苗及び種いもを供給することを目的に、施設の新設や既存施設等の改修に必要な経費を助成する。

なお、本事業の対象となる重要病害虫は、かんしょ生産に重大な被害を及ぼすことが懸念されるサツマイモ基腐病及びこれに準ずる影響を及ぼす病害虫として農産局長が別に定めるものとする。

2 補助率

本事業の補助率は1/2以内とする。

第2 応募要件

1 本事業の公募に応募できる者は、かんしょの生産振興の取組を行う次に掲げるものとする。

(1) 生産者の組織する団体

(2) 農業協同組合連合会

(3) 農業協同組合

(4) かんしょでん粉製造事業者

(5) 協議会（でん粉原料用かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）

(6) かんしょでん粉製造事業者の組織する団体

(7) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）

(8) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）

(9) 特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する法人及び団体をいう。）

(10) かんしょ加工品製造事業者

2 本事業の事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

3 1の(1)及び(6)の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがある団体とする。

4 1の(5)の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、農業協同組合、地方公共団体等のかんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者、組織及び運営について規約の定めがあるものとする。

5 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

第3 採択要件等

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

- (1) 重要病害虫が発生したほ場の10a当たり収量を10%以上増加
- (2) 重要病害虫が発生したほ場面積の割合を10ポイント以上削減

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業の対象地域

事業実施地区は、でん粉原料用かんしょに係る指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の指定地域をいう。）の区域内とする。

4 事業実施計画の採択要件

- (1) 取組の内容が、1の成果目標に沿っていること。
- (2) 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
- (3) 整備を予定している設備が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (4) 事業実施主体の構成員が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下、「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

第4 助成

補助対象施設の基準等は、次のとおりとする。

1 補助対象経費

- (1) 補助対象経費は、以下の苗及び種いもの供給等に係る設備のうち、重要病害虫の対策に向けた施設の新設や既存施設の改修等のために必要な経費を助成とする。

ア 種子種苗生産供給施設

組織培養（ウイルスフリー苗を含む。）、苗・種いも生産、種いも保管・貯蔵等に係る設備及び機器

イ 病害虫まん延防止施設

種いも消毒等に係る設備及び機器

- (2) (1)の施設等は、原則として新品であり、耐用年数がおおむね5年以上のもの。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに補助対象事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築又は併設、合体施工又は直営施工、古品又は古材の利用等を推進するものとする。

なお、この場合の古品及び古材については、新資材との一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

- (3) 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、補助対象事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「過大精算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

(4) 既存設備等の代替としての同種・同能力のものへの再導入（いわゆる更新）ではないこと。

2 次に掲げる経費は、本事業の対象としない。

(1) 応募者が、自己資金又は他の助成により実施中又は実施予定となっている取組に要する経費

(2) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費

(3) 施設用地の整備や改良の整備のための経費

(4) 本対策の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

(5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）。

第5 事業の実施手続等

1 事業実施計画書の作成

本事業における事業実施計画書の作成は、様式5-3により行うものとする。

2 費用対効果分析の算定

本事業における費用対効果については、別記3-1「かんしょ重要病害虫対策整備事業に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画書と併せて地方農政局等の長に提出するものとする。

3 上記に定めるほか、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について」を準用して定量的に費用対効果分析を行い、本事業により整備する設備等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるよう留意するものとする。

(別記1-1)

分みつ糖工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施手法

第1 趣旨

分みつ糖工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第2から第4までに定める手法により行うものとする。

第2 費用対効果の算定方法

1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

2 妥当投資額の算定は、次の(1)から(4)までにより行うものとする。

(1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額(以下「廃用損失額」という。)がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

(2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第3に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

(3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$ (別表1参照)

i＝割引率＝0.04

n＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び農林畜産関係補助金等交付規則別表に定めるところによる。

(4) 算定の基礎とする数値は、事業実施計画(様式5-1)の内容と整合性のとれたものでなければならない。

3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の省力化のための整備の投下資金の総額とする。

第3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

1 分みつ糖製造の省力化に係る効果

(1) 効果の内容

分みつ糖製造の省力化に係る効果は、次のア及びイに掲げる効果をいう。

ア 製造コスト削減効果

省力化のための設備導入により、工場の稼働率等が向上し、製造コストが削減する効果

イ 設備維持管理コスト削減効果

省力化のための設備導入により、修繕費等の設備の維持管理コストが削減される効果

(2) 算出方法

分みつ糖製造の向上に係る効果の年効果額は、次のア及びイにより算定する年

効果額の合計額とする。

ア 製造コスト削減効果

現在の分みつ糖の年間1トン当たりの製造コストと整備後の分みつ糖の年間1トン当たりの製造コストの差とする。

イ 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費との差とする。

2 その他の効果

1に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる（様式は任意とする）。

第4 費用対効果（投資効率）算定の様式

費用対効果（投資効率）算定に当たっては、第2及び第3に定めるところに従い、別記1-1別紙様式により行うものとする。

別表1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500
14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		

(別記 2 - 1)

国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施手法

第 1 趣旨

国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第 2 から第 4 までに定める手法により行うものとする。

第 2 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率 = 妥当投資額 ÷ 総事業費

- 2 妥当投資額の算定は、次の (1) から (4) までにより行うものとする。

(1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。廃用損失額がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額 = 年総効果額 ÷ 還元率 - 廃用損失額

(2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第 3 に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

(3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率 = $\{i \times (1 + i)^n\} \div \{(1 + i)^n - 1\}$ (別表 1 参照)

i = 割引率 = 0.04

n = 総合耐用年数 = 事業費合計額 ÷ 施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費 = 施設等別事業費 ÷ 当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び交付規則別表に定めるところによる。

(4) 算定の基礎とする数値は、事業実施計画 (様式 5 - 2) の内容と整合性のとれたものでなければならない。

- 3 総事業費は、効果の発生に係る労働生産性の向上等のための整備の投下資金の総額とする。

第 3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

- 1 いもでん粉製造の労働生産性の向上、効率的な輸送体系の確立、衛生管理高度化及び輸 出拡大に係る効果

(1) 効果の内容

いもでん粉製造の労働生産性の向上に係る効果はア及びイ、効率的な輸送体系の確立に係る効果はア、イ、オ及びカ、衛生管理の高度化に係る効果はアからウまで、輸出拡大に係る効果はア、イ及びエに掲げる効果をいう。

ア 製造コスト削減効果

設備改修・整備により、工場の稼働率が向上し、製造コストが削減される効果

イ 設備維持管理コスト削減効果

設備改修・整備により、修繕費等の設備の維持管理コストが削減される効果

ウ 品質向上効果

設備改修・整備により、でん粉の品質が向上し、工場の販売額が増加する効果

エ 輸出増加効果

設備改修・整備により、輸出向けでん粉の生産量が増加し、工場等の販売額が増加する効果

オ 生産力維持効果

当該設備を改修・整備しなかった場合に見込まれる工場等の所得の減少が阻止されることに関する効果

カ 物流コスト抑制効果

当該設備を改修・整備しなかった場合に見込まれる工場等の物流コストの増加が抑制されることに関する効果

(2) 算出方法

いもでん粉製造の向上に係る効果の年効果額は、次のアからカまで及び2により算定する年効果額の合計額とする。

ア 製造コスト削減効果

現在のいもでん粉の1トン当たり製造コストと整備後のいもでん粉の1トン当たり製造コストの差に目標年度におけるいもでん粉の年間製造数量を乗じた額とする。

イ 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費の差とする。

ウ 品質向上効果

現在のいもでん粉の1トン当たり販売価格と整備後のいもでん粉の1トン当たり販売価格の差に目標年度におけるいもでん粉の年間製造数量を乗じた額とする。

エ 輸出増加効果

現在のいもでん粉の1トン当たり国内向け販売価格と整備後のいもでん粉の1トン当たり輸出向け販売価格の差に目標年度におけるいもでん粉の年間輸出量を乗じた額とする。

オ 生産力維持効果

現在のいもでん粉の取扱量と整備しなかつた場合のいもでん粉の取扱量の差に現在のいもでん粉販売単価及び所得率を乗じた額から製造コスト削減効果(労働費)との重複を除いた額

カ 物流コスト抑制効果

現在の物流コストと整備しなかつた場合の物流コストの差から製造コスト削減効果(労働費)及び生産力維持効果との重複を除いた額

2 その他の効果

1の(1)に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき国が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる(様式は任意とする)。

第4 費用対効果(投資効率)算定の様式

費用対効果(投資効率)算定に当たっては、第2及び第3に定めるところに従い、別記様式2-1別紙様式により行うものとする。

別表 1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0. 2 2 4 6	3 3	0. 0 5 5 1
6	0. 1 9 0 8	3 4	0. 0 5 4 3
7	0. 1 6 6 6	3 5	0. 0 5 3 6
8	0. 1 4 8 5	3 6	0. 0 5 2 9
9	0. 1 3 4 5	3 7	0. 0 5 2 2
1 0	0. 1 2 3 3	3 8	0. 0 5 1 6
1 1	0. 1 1 4 2	3 9	0. 0 5 1 1
1 2	0. 1 0 6 6	4 0	0. 0 5 0 5
1 3	0. 1 0 0 1	4 1	0. 0 5 0 0
1 4	0. 0 9 4 7	4 2	0. 0 4 9 5
1 5	0. 0 8 9 9	4 3	0. 0 4 9 1
1 6	0. 0 8 5 8	4 4	0. 0 4 8 7
1 7	0. 0 8 2 2	4 5	0. 0 4 8 3
1 8	0. 0 7 9 0	4 6	0. 0 4 7 9
1 9	0. 0 7 6 1	4 7	0. 0 4 7 5
2 0	0. 0 7 3 6	4 8	0. 0 4 7 2
2 1	0. 0 7 1 3	4 9	0. 0 4 6 9
2 2	0. 0 6 9 2	5 0	0. 0 4 6 6
2 3	0. 0 6 7 3	5 1	0. 0 4 6 3
2 4	0. 0 6 5 6	5 2	0. 0 4 6 0
2 5	0. 0 6 4 0	5 3	0. 0 4 5 7
2 6	0. 0 6 2 6	5 4	0. 0 4 5 5
2 7	0. 0 6 1 2	5 5	0. 0 4 5 2
2 8	0. 0 6 0 0	6 0	0. 0 4 4 2
2 9	0. 0 5 8 9	8 0	0. 0 4 1 8
3 0	0. 0 5 7 8	9 0	0. 0 4 1 2
3 1	0. 0 5 6 9	1 0 0	0. 0 4 0 8
3 2	0. 0 5 5 9		

(別記3-1)

かんしょ重要病害虫対策整備事業に係る費用対効果分析の実施手法

第1 趣旨

かんしょ重要病害虫対策整備事業に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第2から第4までに定める手法により行うものとする。

第2 費用対効果の算定方法

1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$

2 妥当投資額の算定は、次の(1)から(4)までにより行うものとする。

(1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。廃用損失額がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

(2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第3に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

(3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \} \quad (\text{別表1参照})$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

$$\text{ただし、施設等別年事業費} = \text{施設等別事業費} \div \text{当該施設等耐用年数}$$

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び交付規則別表に定めるところによる。

(4) 算定の基礎とする数値は、事業実施計画(様式5-3)の内容と整合性のとれたものでなければならない。

3 総事業費は、効果の発生に係る重要病害虫の対策のための整備の投下資金の総額とする。

第3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

1 重要病害虫の対策による効果

(1) 効果の内容

ア 生産コスト削減効果

設備改修・整備により、病害虫被害が軽減し、生産コストが削減される効果

イ 生産力増加効果

設備改修・整備により、作付面積や単収が増加し、生産量が増加する効果

ウ 品質向上効果

設備改修・整備により、品質が向上し、所得が増加する効果

エ 被害防止生産安定効果

設備改修・整備により、重要病害虫による減収量が低下し、所得が増加する効果

(2) 算出方法

重要病害虫の対策による効果の年効果額は、次のアからエまで及び2により算定

する年効果額の合計額とする。

ア 生産コスト削減効果

現在のかんしょの生産コストと整備後のかんしょの生産コストの差に目標年度におけるかんしょの年間生産量を乗じた額とする。

イ 生産力増加効果

現状のかんしょの生産量と整備後のかんしょの生産量の差に目標年度におけるかんしょの販売価格を乗じた額とする。

ウ 品質向上効果

現在のかんしょの販売価格と整備後のかんしょの販売価格の差に目標年度におけるかんしょの年間生産量を乗じた額とする。

エ 被害防止生産安定効果

現在の重要病害虫によるかんしょの減収量と整備後のかんしょの減収量の差に目標年度におけるかんしょの販売価格を乗じた額とする。

2 その他の効果

1の(1)に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき国が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる(様式は任意とする)。

第4 費用対効果(投資効率)算定の様式

費用対効果(投資効率)算定に当たっては、第2及び第3に定めるところに従い、別記様式3-1別紙様式により行うものとする。

別表 1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0. 2 2 4 6	3 3	0. 0 5 5 1
6	0. 1 9 0 8	3 4	0. 0 5 4 3
7	0. 1 6 6 6	3 5	0. 0 5 3 6
8	0. 1 4 8 5	3 6	0. 0 5 2 9
9	0. 1 3 4 5	3 7	0. 0 5 2 2
1 0	0. 1 2 3 3	3 8	0. 0 5 1 6
1 1	0. 1 1 4 2	3 9	0. 0 5 1 1
1 2	0. 1 0 6 6	4 0	0. 0 5 0 5
1 3	0. 1 0 0 1	4 1	0. 0 5 0 0
1 4	0. 0 9 4 7	4 2	0. 0 4 9 5
1 5	0. 0 8 9 9	4 3	0. 0 4 9 1
1 6	0. 0 8 5 8	4 4	0. 0 4 8 7
1 7	0. 0 8 2 2	4 5	0. 0 4 8 3
1 8	0. 0 7 9 0	4 6	0. 0 4 7 9
1 9	0. 0 7 6 1	4 7	0. 0 4 7 5
2 0	0. 0 7 3 6	4 8	0. 0 4 7 2
2 1	0. 0 7 1 3	4 9	0. 0 4 6 9
2 2	0. 0 6 9 2	5 0	0. 0 4 6 6
2 3	0. 0 6 7 3	5 1	0. 0 4 6 3
2 4	0. 0 6 5 6	5 2	0. 0 4 6 0
2 5	0. 0 6 4 0	5 3	0. 0 4 5 7
2 6	0. 0 6 2 6	5 4	0. 0 4 5 5
2 7	0. 0 6 1 2	5 5	0. 0 4 5 2
2 8	0. 0 6 0 0	6 0	0. 0 4 4 2
2 9	0. 0 5 8 9	8 0	0. 0 4 1 8
3 0	0. 0 5 7 8	9 0	0. 0 4 1 2
3 1	0. 0 5 6 9	1 0 0	0. 0 4 0 8
3 2	0. 0 5 5 9		

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業（分みつ糖工場生産性向上整備事業）
審 査 基 準

分みつ糖工場生産性向上整備事業については、以下の1及び2の観点で応募主体から提出された申請書類の審査を行い、補助金等交付候補者を決定することとする。

1. 事業の効果

事業実施計画書の優先順位付けについては、次の指標により事業の効果をポイント化し、ポイントの高い順に優先させる。

合計ポイントの算定に当たっては、第1の①に掲げる整備事業においては類別1及び5のポイントを合計するものとする。第1の②に掲げる整備事業においては類別2から4のうち1つ及び5のポイントを合計するものとする。

なお、合計ポイントが等しい事業実施計画書があった場合は、事業実施計画書における事業費に対する成果目標の効果が高い事業実施計画書を上位とする。

分みつ糖工場効率化に係るポイント

類別	達成すべき基準及びポイント	成果目標に係る現況値ポイント
1	<ul style="list-style-type: none"> ・労働生産性を2%以上向上 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働生産性が過去5年平均と比較して1%以上高い 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
2	<ul style="list-style-type: none"> ・生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 16.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 14.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 11.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産コスト又は集出荷・加工コストが過去5年平均と比較して1%以上低い 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント

3	<p>・販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <p>16.0%以上・・・10ポイント 14.5%以上・・・8ポイント 13.0%以上・・・6ポイント 11.5%以上・・・4ポイント 10.0%以上・・・2ポイント</p>	<p>・過去5年間における販売金額または所得額の増加割合が1%以上</p> <p>5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント</p>
4	<p>・労働生産性の10%以上の向上</p> <p>16.0%以上・・・10ポイント 14.5%以上・・・8ポイント 13.0%以上・・・6ポイント 11.5%以上・・・4ポイント 10.0%以上・・・2ポイント</p>	<p>・労働生産性が過去5年平均と比較して1%以上高い。</p> <p>5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント</p>
5	<p>・事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合又は令和6年度までに認定を受ける見込みがある場合。</p> <p>・・・5ポイント</p>	

2. 事業内容及び応募主体の適格性等

①事業実施計画書の妥当性、②申請経費の妥当性、③応募主体の適格性について、担当職員が取りまとめた所見を参考とし、選定審査委員が採択候補となり得るか否か総合的に判断する。

**甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業（国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業）
審査基準**

国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業については、以下の1及び2の観点で応募主体から提出された申請書類の審査を行い、補助金等交付候補者を決定することとする。

1. 事業の効果

事業実施計画書の優先順位付けについては、次の指標により事業の効果のポイント化し、ポイントの高い順に優先させる。

合計ポイントの算定に当たっては、同じメニューの中の達成すべき成果目標基準、成果目標に対する現況値のポイント及び共通メニューの加算ポイントを合計するものとする。

なお、合計ポイントが等しい事業実施計画書があった場合は、事業実施計画書における事業費に対する成果目標の効果が高い事業実施計画書を上位とする。

国内産いもでん粉工場の生産性向上整備に係るポイント

メニュー	類別	達成すべき基準及びポイント
1. 労働生産性の向上	達成すべき成果目標基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働生産性を2%以上向上 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
	成果目標に対する現況値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去5年間における労働生産性の平均と比較して1%以上高い 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
2. 輸送体系の確立	達成すべき成果目標基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷役作業時間を1トン当たり10%以上削減 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
	成果目標に対する現況値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去5年間における荷役作業時間の1トン当たりの平均時間より5%以上低い。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

3. 衛生管理の高度化	達成すべき成果 目標基準	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理の高度化 HACCP 等認定（民間認証を含む。）を取得すること ・・・・・・・・・・10 ポイント HACCP に沿った衛生管理の実施 ・・・・・・・・・・5 ポイント
	成果目標に対する 現況値	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理の実施状況 自社基準により衛生管理を実施 ・・・・・・・・・・5 ポイント
4. 輸出の拡大	達成すべき成果 目標基準	<ul style="list-style-type: none"> ・でん粉製造量に占める輸出量を 2 %以上増加 10%以上・・・・・・・・・・10 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・8 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・6 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・4 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント
	成果目標に対する 現況値	<ul style="list-style-type: none"> ・過去 5 年間におけるでん粉製造量に占める輸出量の平均と比較して 1 %以上高い 5 %以上・・・・・・・・・・5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント
5. 共通	加算ポイント みどりの食 料システム 法の計画認 定について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合又は令和 6 年度までに認定を受ける見込みがある場合。 ・・・・・・・・・・3 ポイント

2. 事業内容及び応募者の適格性等

①事業実施計画書の妥当性、②申請経費の妥当性、③応募者の適格性について、担当職員が取りまとめた所見を参考とし、選定審査委員が採択候補となり得るか否か総合的に判断する。

令和5年度甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
砂糖製造業等生産性向上緊急整備事業（かんしょ重要病害虫対策整備事業）
審査基準

かんしょ重要病害虫対策整備事業については、以下の1及び2の観点で応募者から提出された申請書類の審査を行い、補助金等交付候補者を決定することとする。

1. 事業の効果

事業実施計画書の優先順位付けについては、次の指標により事業の効果のポイント化し、ポイントの高い順に優先させる。

合計ポイントの算定に当たっては、達成すべき成果目標基準、成果目標に対する現況値及び加算ポイントを合計するものとする。

なお、合計ポイントが等しい事業実施計画書があった場合は、事業実施計画書における事業費に対する成果目標の効果が高い事業実施計画書を上位とする。

審査項目	達成すべき基準及びポイント
①達成すべき成果目標基準	<p>以下の成果目標の中から1つ以上選択することとし複数選択した場合は、最も高いポイントを採用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要病害虫が発生したほ場の10a当たり収量を10%以上増加 <ul style="list-style-type: none"> 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上30%未満・・・・・・・・8ポイント 20%以上25%未満・・・・・・・・6ポイント 15%以上20%未満・・・・・・・・4ポイント 10%以上15%未満・・・・・・・・2ポイント ・重要病害虫が発生したほ場面積の割合を10ポイント以上削減 <ul style="list-style-type: none"> 30ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 25ポイント以上30ポイント未満・・・・8ポイント 20ポイント以上25ポイント未満・・・・6ポイント 15ポイント以上20ポイント未満・・・・4ポイント 10ポイント以上15ポイント未満・・・・2ポイント <p>【特別加算ポイント】 2つ以上の成果目標を設定した場合においては、その目標数に応じて以下のポイントを加算 設定する成果目標の数 2つ・・・・・・・・1ポイント加算</p>
②成果目標に対する現況値	<ul style="list-style-type: none"> ・重要病害虫が発生したほ場の10a当たり収量が過去3年間の平均と比較して1%以上低い <ul style="list-style-type: none"> 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント

	<ul style="list-style-type: none"> ・重要病害虫が発生したほ場面積の割合が過去3年間の平均と比較して1%以上高い 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
③加算ポイント	
みどりの食料システム法の計画認定について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合又は令和6年度までに認定を受ける見込みがある場合・・・・・・・・3ポイント

2. 事業内容及び応募者の適格性等

①事業実施計画書の妥当性、②申請経費の妥当性、③応募者の適格性について、担当職員が取りまとめた所見を参考とし、選定審査委員が採択候補となり得るか否か総合的に判断する。